

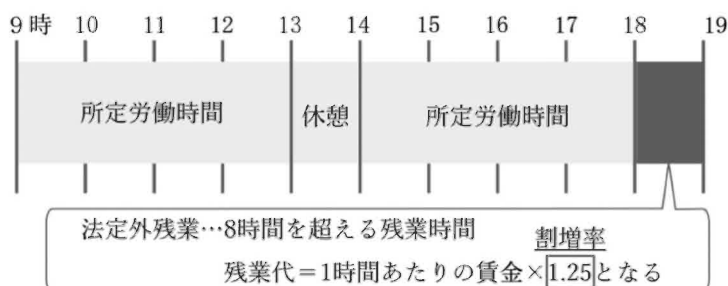
医療管理ニュース Vol.92

変形労働時間制の導入で残業時間を削減できます

残業代でお困りの先生に、残業代を削減できる制度をご紹介します。

• 残業時間とは

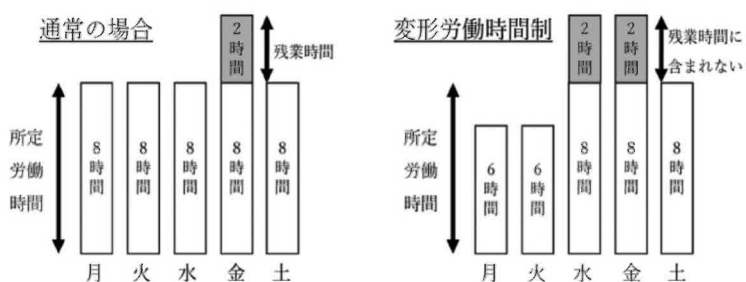
労働基準法が定める法定労働時間は1日8時間、週40時間*です。原則として、それを超える時間が残業時間になります。(*従業員（パート、アルバイトを含む）の数が10人未満の歯科医院は、特別措置対象事業場として上限が週44時間になります。)



(例) 所定労働時間が9時～18時までの8時間、その日19時まで残業した場合

残業時間は1時間となり、その1時間分の残業代の支払が必要です。

• 1か月単位の変形労働時間制とは



忙しい日は長時間の勤務に、暇な日は短時間の勤務に、というような調整ができる制度です(左図)。これにより、労働時間が特定の日に8時間を超えた、特定の週に40時間(特別措置対象事業場は44時間)を超えた働き方が可能になります。この制

度により、私の医院では繁忙日の労働時間を今までより約1時間増やし、今まで残業時間になっていたものがほぼなくなりました。結果、今までより経営にゆとりが持てたこと、残業時間の多いスタッフへの精神的ストレスが減りました。

変形労働時間制の導入は難しいことはなく、1日の勤務時間が8時間を超えているのに残業代が不要になります。1か月単位の変形労働時間制は導入にあたり、スタッフとの労使協定を締結したものか就業規則に定めたものを労働基準監督署に届けるなど事務的な作業はありますが、検討する価値は十分にあると思います。残業代でお困りの先生は、特別措置対象事業場と1か月単位の変形労働時間制を調べてみてください。

詳しくは、

変形労働時間制

検索



(委員 椋代達典)